

## 別表

事業名	事業種目	事業実施主体	補助対象経費	補助率	変更要件
みんなで広げる 「木育」活動推進 事業	木育活動支援 木育活動の実施。	別に定める要件 を満たす木育活 動を行う民間団 体等。	木育活動に係る賃金、謝金、 旅費、需用費（木育活動以外 で使用可能となる耐久消費財 を除く）、役務費、委託料、 使用料及び賃借料。  但し、補助対象経費が  200千円以上となるものを 対象とする。	補助対象経費の1/2 以内で、1件あたり上 限500千円とする。	1 事業実施主体の変更 2 補助金額の増額または30%以上の減額
	木質化・木製品配備 等支援 県内の民間施設等 に県産材を用いた木 質化・木製品配備と、 その民間施設等で木 育活動を実施。	別に定める要件 を満たす内装、外 装等の木質化・木 製品配備と、木育 活動を行う民間 団体等。	民間施設等の木質化・木製品 配備に係る木材使用量のうち 50%以上に県産材を使用す る内装、外装などの木質化に 係る経費及び木製品配備に係 る経費。木育活動に係る賃金、 謝金、旅費、需用費（木育活 動以外で使用可能となる耐久 消費財を除く）、役務費、委 託料、使用料及び賃借料。	補助対象経費の1/2 以内で、1件あたり上 限3,500千円（う ち、木質化・木製品配 備は3,000千円、 木育活動は500千円 を上限）とする。	1 事業実施主体の変更 2 補助金額の増額または30%以上の減額 3 施工場所の変更 4 事業量 （1）木質化 （イ）県産材の使用材積の30%以上の増減 （ロ）木質化箇所の変更 （2）木製品配備 （イ）県産材の使用材積の30%以上の増減 （ロ）木製品の種類の変更 5 次の事業内容の変更※ （1）規格又は構造の変更 （2）事業費の増減 ※但し、補助金額の増又は30%以上の減にあた らない場合はこの限りでない。